

## 熊本市資格審査の基本的方針及び基準（令和8年度（2026年度））

### 1 客観的数値について

客観的数値については、建設業法（昭和24年法律第100号）第27条の23第3項の規定による平成20年国土交通省告示第85号「経営事項審査の項目及び基準を定める件」及び関係通知により配点する。

### 2 主観的数値について

主観的数値については、工事成績等について別表1により配点する。

### 3 総合数値について

総合数値については、客観的数値と主観的数値を合計した数値とする。

### 4 格付け（ランク付け）について

土木一式工事、建築一式工事、電気工事、管工事、舗装工事、造園工事及び水道施設工事の7業種について別表2に掲げる総合数値により格付けを行う。

なお、完成工事高が0円のものについては、登録の対象としない。

### 5 新規業者の取扱について

新規業者については、それぞれの業種の最下位ランクとする。

### 6 前年より2ランク以上上昇した業者の取扱について

前年より総合数値が急上昇して2ランク以上上昇した場合であっても、1ランクの上昇にとどめる。

### 7 土木一式工事のランクの取扱について

(1) 一般建設業許可のSランク相当の業者は、Aランクにとどめる。

(2) 一級国家資格者（以下「一級技術者」という。）の必要数（4名）を欠くSランク相当の業者は、Aランクに、一級技術者のいないAランク相当の業者は、Bランクにとどめる。

(3) 経営事項審査における年間平均完成工事高（以下「完成工事高」という。）が2億円に満たないSランク相当の業者は、Aランクに、7千万円に満たないAランク相当の業者は、Bランクに、2千5百万円に満たないBランク相当の業者は、Cランクにとどめる。

(4) 自己資本額が4千万円に満たないSランク相当の業者は、Aランクにとどめる。

### 8 建築一式工事のランクの取扱について

(1) 一般建設業許可のAランク相当の業者は、Bランクにとどめる。

(2) 一級技術者の必要数（3名）を欠くAランク相当の業者は、Bランクに、一級技術者のいないBランク相当の業者は、Cランクにとどめる。

(3) 完成工事高が2億4千万円に満たないAランク相当の業者は、Bランクに、8千万円に満たないBランク相当の業者は、Cランクにとどめる。

- (4) 自己資本額が4千万円に満たないAランク相当の業者は、Bランクにとどめる。
- (5) 鉄筋コンクリート（RC造）工事の施工実績がないAランク相当の業者は、Bランクにとどめる。

#### 9 電気及び管工事のランクの取扱について

- (1) 一級技術者のいないAランク相当の業者は、Bランクにとどめる。
- (2) 完成工事高が5千万円に満たないAランク相当の業者は、Bランクにとどめる。
- (3) 自己資本額が1千万円に満たないAランク相当の業者は、Bランクにとどめる。

#### 10 舗装工事のランクの取扱について

- (1) 一級技術者のいないAランク相当の業者は、Bランクにとどめる。
- (2) 完成工事高が8千万円に満たないAランク相当の業者は、Bランクに、2千5百万円に満たないBランク相当の業者は、Cランクにとどめる。
- (3) 自己資本額が3千万円に満たないAランク相当の業者は、Bランクにとどめる。

#### 11 造園工事のランクの取扱について

- (1) 一級技術者のいないAランク相当の業者は、Bランクにとどめる。
- (2) 完成工事高が3千万円に満たないAランク相当の業者は、Bランクにとどめる。
- (3) 自己資本額が1千万円に満たないAランク相当の業者は、Bランクにとどめる。

#### 12 水道施設工事のランクの取扱について

- (1) 一級技術者のいないAランク相当の業者は、Bランクにとどめる。
- (2) 配水管技能者（耐震）登録を受けている者の必要数（2名）を欠くAランク相当の業者は、Bランクにとどめる。
- (3) 配水管技能者（耐震）登録を受けている者のいない業者は、登録の対象としない。
- (4) 完成工事高が4千万円に満たないAランク相当の業者は、Bランクにとどめる。
- (5) 自己資本額が1千万円に満たないAランク相当の業者は、Bランクにとどめる。

別表 1

項目		内訳	配点	
労働保険不払未加入		1件につき	△2点	
債権差押等		1件につき	△2点	
債権差押等（供託）		1件につき	△2点	
指名停止		1件につき（過去1ヶ年度）	△5点	
工事成績 （過去3年間の平均（単価契約案件、随意契約案件、上下水道局発注の緊急的工事案件を除く））		評点	100点以下96点以上	50点
			96点未満91点以上	45点
			91点未満86点以上	40点
			86点未満81点以上	30点
			81点未満76点以上	20点
			76点未満71点以上	15点
			71点未満66点以上	10点
			66点未満61点以上	0点
			61点未満55点以上	△5点
			55点未満50点以上	△10点
			50点未満46点以上	△15点
			46点未満41点以上	△20点
			41点未満36点以上	△25点
36点未満	△30点			
専門工事に対する加 点	建設業許可を有するすべての業種（本市に登録を希望しない業種を含む）の完成工事高のうち、1番完成工事高の高い業種（土木一式工事、建築一式工事、電気工事、管工事、舗装工事、造園工事、水道施設工事のみ）に対する加 点	金額	5億円以上	20点
			4億円以上5億円未満	18点
			3億円以上4億円未満	15点
			2億円以上3億円未満	12点
			1億円以上2億円未満	10点
			8千万円以上1億円未満	8点
			6千万円以上8千万円未満	7点
			4千万円以上6千万円未満	6点
			2千万円以上4千万円未満	4点
			1千万円以上2千万円未満	3点
			1千万円未満	2点
優良工事表彰		申請業種と同一業種の受賞につき（過去5ヶ年度）	20点	

項目		内訳	配点
熊本県SDGs登録		登録につき	5点
Ⅰ級舗装施工管理技術者の雇用状況		Ⅰ級舗装施工管理技術者雇用につき (舗装工事のみ)	5点
舗装用機械の保有状況		舗装用機械(アスファルトフィニッシャー)の保有につき(舗装工事のみ)	3点
		舗装用機械(マカダムローラー、タイヤローラー、モーターグレーダーいずれか)の保有につき(アスファルトフィニッシャーを保有する舗装工事のみ)	2点
社会的 貢献 度	障がい者の雇用状況	障がい者雇用につき	5点
	保護観察者の協力雇用主登録	協力雇用主登録につき	5点
	ボランティア活動の状況	ボランティア活動状況につき	5点
	防災協定の締結状況	本市との防災協定の締結状況につき	5点
	熊本市消防団協力事業所の認定状況	熊本市消防団協力事業所認定状況につき	5点
	男女共同参画及び子育て支援の状況	男女共同参画及び子育て支援の状況につき	5点

## 2 主観的数値の算定式

主観的数値 = 上表の各区分の数値(符号区分に該当がない場合は当該区分それぞれの配点は0点)の合計

別表 2

業種	ランク	総合数値（客観的数値＋主観的数値）
土木一式工事	S	981点以上
	A	779点以上981点未満
	B	600点以上779点未満
	C	600点未満
建築一式工事	A	830点以上
	B	640点以上830点未満
	C	640点未満
電気工事	A	730点以上
	B	730点未満
管工事	A	690点以上
	B	690点未満
舗装工事	A	897点以上
	B	680点以上897点未満
	C	680点未満
造園工事 造園委託	A	720点以上
	B	720点未満
水道施設工事	A	690点以上
	B	690点未満